

四日市市告示第19号

事後審査型条件付一般競争入札共通事項の一部を次のように改正する。

令和6年1月26日

四日市市長 森 智 広

事後審査型条件付一般競争入札共通事項の一部改正について

事後審査型条件付一般競争入札共通事項（平成21年四日市市告示第274号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>1 一般競争入札参加者に必要な資格に関する事項</p> <p>一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) <u>個別公告で示す業種に関して建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ、有効期限内である者</u></p> <p>(4) から (8) まで (略)</p>	<p>1 一般競争入札参加者に必要な資格に関する事項</p> <p>一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) <u>建設業法第27条の23の規定の対象となる場合、個別公告で示す業種に関して有効期限内の経営事項審査を受けている者</u></p> <p>(4) から (8) まで (略)</p>

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(総務部調達契約課)